

裁 判 所	福岡高等裁判所
事 件 番 号	令和元年（ネ）第663号
事 件 名	請求異議控訴事件
判決年月日	令和4年3月25日
判 示 事 項	共同漁業権から派生する漁業行使権に基づく潮受堤防排水門の開門請求を認容する確定判決に係る訴訟の口頭弁論終結後に、Y1らが有する漁業行使権に対する開門しないことによる影響の程度は軽減する方向となる一方、潮受堤防の締切りの公共性等は増大する方向となった場合において、当該確定判決に基づく強制執行が権利の濫用に当たり、又は、信義則に照らし、許されないとされた事例
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>本件は、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業（以下「本件事業」という。）を行う国（原告・控訴人）が、佐賀地方裁判所平成20年6月27日判決及び福岡高等裁判所平成22年12月6日判決（以下、両判決を併せて「本件各確定判決」といい、本件各確定判決に係る訴訟を「前訴」という。）によって諫早湾に設置された潮受堤防（以下「本件潮受堤防」という。）の南北各排水門（以下「本件各排水門」という。）の開放を求める請求（以下、この請求に係る請求権を「本件開門請求権」という。）が一部認容された漁業者であるY1ら（被告・被控訴人）に対し、前訴の口頭弁論終結後に、〈1〉漁獲量が増加傾向に転じたこと、地元関係者の反対等により開門の前提となる対策工事が不可能になったこと、本件各排水門の開門の差止めを命ずる仮処分決定（以下「別件仮処分決定」という。）がされたことなどの事情が新たに生じ、国が本件各排水門を開門しないことにもはや違法性は認められない、〈2〉〈1〉に加え、本件の解決に向けた交渉におけるY1らの対応等も考慮すれば、本件各確定判決に基づく強制執行は権利濫用に当たる、〈3〉国による多額の間接強制金の支払が、上記〈1〉及び〈2〉を補完する事情となるなどと主張して、本件各確定判決の執行力の排除を求めた訴訟における差戻し後の控訴審判決である。</p> <p>なお、差戻控訴審において、〈4〉別件仮処分決定等がされたことが独立の請求異議事由に当たるとの主張及び〈5〉Y1らの漁業行使権ないし本件開門請求権の前提となる共同漁業権が本件各確定判決の口頭弁論終結後に消滅したことが独立の請求異議事由に当たるとの主張は撤回されている。</p>

